

# 木造住宅等の

## 耐震診断・耐震改修対策

### 補助制度のご案内

診断費は最大5万円

改修費は最大20万円

羽生市が補助します

## ■補助対象の建築物

昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築した2階建て以下の木造住宅が対象となります。制度を利用する場合は、詳細について要綱等をご覧ください、事前にご相談ください。

## ■耐震診断調査

### ◆補助対象者

対象住宅を所有し、かつ居住していること。また、市税を完納していること。

### ◆対象となる耐震診断

(財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める診断方式であって、診断に要する費用の額が5万円以上であること。

### ◆補助金の額

耐震診断に要した額の2分の1以内で、限度額5万円。

## ■耐震改修工事

### ◆補助対象者

対象住宅を所有し、かつ居住していること。また、市税を完納していること。

### ◆対象となる耐震改修工事

(財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める診断方法により、耐震性能が十分でないとして診断された住宅に対し、必要とされる耐震性能を確保するものであって、改修工事に要する費用の額が20万円以上であること。

### ◆補助金の額

耐震改修工事に要した額の3分の1以内で、限度額20万円。

## ■簡易耐震診断（無料）

- ・お持ちいただいた図面を基に、市職員がパソコンソフトによる簡易な耐震診断を行います。申込書に必要事項を記入し、建物の平面図を添えて申し込んでください。
- ・原則、昭和56年5月31日以前の建物で在来（木造軸組）工法のみ診断できます。
- ・建物の平面図は、可能な限り筋交いの仕様及び位置が表示されているものを用意してください。
- ・窓口にて建物の劣化状況や過去の地震による被害等、聞き取りを行いますので、事前に現場の確認をお願いします。（市職員による現地調査はいたしません。）

※補助金の交付を受けるには事業の開始前に、事前の申請が必要となります。

※契約後の補助金の申請は受け付けられません。

※補助金の申請を考えている方は申請の前に下記問い合わせ先に事前相談してください。

## ■問い合わせ先

羽生市まちづくり部まちづくり政策課建築係

TEL：048-561-1121（261・262） FAX：048-561-6380

E-MAIL：machi@city.hanyu.lg.jp